

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(6) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(7) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 3 条第 1 項第 3 号中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 2 項中「当該機関」を「自ら」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「第 1 項第 3 号に規定する事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「、利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条中第 4 項を削り、同条第 5 項中「前 3 項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とする。

附 則

この条例は、公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提出理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。